

別表 3 (第 14 及び第 15 関係)

分散防止の基準

検疫有害動植物等の種類	処 理	摘 要
検疫指定物品の荷役場所、はしけ、トラック等に付着する検疫有害動植物等	清掃後、左記に掲げるものの焼却若しくは消毒又はこれらと同等の措置	